

[平成23年第 6回12月定例会—12月09日-02号]

◆35番（松坂知恒議員） おはようございます。

市民連合の松坂知恒でございます。会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。

私も松井市長に質問をするのは初めてでございます。市長さんには御自身でたくさんお答えいただきたいと思っております。そういうことを申し上げまして、質問に入らせていただきます。御清聴よろしく願いいたします。

まず、広島市の外務省に対する姿勢についてお聞きします。

国際平和文化都市である広島市の市長の業務のうち最も重要なものの一つは、毎年平和宣言を起草し、8月6日の式典でそれを読み上げることです。この平和宣言は、世界じゅうのメディアが取り上げております。私の妹が住んでおりますイタリアの新聞も第1面に掲載しておりました。ことしの平和宣言に対する市民の評価は、被爆者の証言が引用されていてわかりやすいという意見もありましたが、一方で、市長は何が言いたいかわからない、あれでは世界の世論に何も訴えかけることができないといった厳しいものも多くなりました。平和宣言も含めて、松井市長が就任して以来、世界への発信力が極端に低下したと痛感しております。世界の恒久平和と核兵器の廃絶を目指す広島市長が世界へ何も発信できないのであれば、今までの広島の人たちの積み上げた努力は無に帰すものと大変危惧しております。

先日、内部告発サイト、ウィキリークスが暴露したところによると、プラハ宣言以降、世界の核兵器廃絶に積極的であったアメリカのオバマ大統領が訪日する際、日本の藪中三十二外務次官がルース駐日大使に、オバマ大統領は謝罪のために広島へ行く必要もないし、謝罪をしない訪問も時期尚早だと言ったと報道されました。広島を初め全国の平和を希求する人たちがアメリカ大統領の被爆地訪問を願っている今日、藪中次官の発言はこの願いを踏みにじるもので、日本政府はアメリカの原爆投下と世界の核兵器廃絶に何らコミットするものではないと宣言したようなものです。

市長は、外務省が、この藪中外務次官の発言に見られるように、核兵器廃絶を目指す広島市民の行動に水を差す行為に終始するならば、正式に抗議し、その発言の真意を確認すべきと考えます。

また、北東アジアでは、1953年7月27日以来、休戦状態となつてはいるものの、継続している朝鮮戦争のため、北朝鮮、中国、ロシアと韓国、アメリカ、日本が軍事的に対峙している状況となっております。北東アジアの平和と核廃絶のためにも、日本政府が他の5カ国に対しコミットすべき状況ですが、発言がありません。広島市は、平和と核廃絶を目指せと呼びかけるよう、日本政府に働きかけるべきではないでしょうか。

そこでお聞きします。

1, 日本政府の外務次官が、訪日の際、広島訪問を検討していたオバマ大統領に対し、広島へ行かなくてよいと言った問題について、市長はどう考えているのでしょうか。また、改めて、外務省から核保有国の元首へ、広島訪問を強く求めるという申し入れをしてもらってはどうか。

2, 北東アジアの核兵器廃絶については、現在断続的に開催中の6カ国協議において、日本政府から5カ国の政府に対し働きかけてもらうよう、日本政府と協議してはどうか。

3, 以上の外交問題を解決するために、松井市長は野田総理や玄葉外相と直接会われてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、財政問題についてお聞きします。

来年度予算を策定するに当たり、市長はシーリングを外し、作業に入っています。今までは厳しいシーリングがかけられていました。また、プライマリーバランスを黒字に保ち、市債の総額を増加させない方針で臨んできました。市税収入などの増加が期待できない分、将来世代に負担を積み残さない均衡財政を続けるべきだと思いますが、どうされるのでしょうか。

平成23年9月に最低制限価格制度の範囲を拡大したため、1件当たりの契約金額は高くなりました。工事件数が変わらなければ総事業費は高くなり、財政の均衡は損なわれると思います。また、最低制限価格に複数の入札企業がずらりと並ぶ状況となり、競争性も損なわれております。

お聞きします。

1, 2012年度の財政方針は、今までどおりの均衡財政ですか。それとも市債等を積極的に活用する積極財政で臨むのでしょうか。

2, 建設工事、建設コンサルタント業務、建物の維持管理などの契約については、最低制限価格制度の範囲の拡大により、1件当たりの契約金額は高くなると思いますが、総事業費はどれくらい増加するのでしょうか。また、財政の均衡が損なわれると思いますが、その影響はどのようになるのでしょうか。

3, また、問題点として、多数の業者によるくじ引きなどが生じております。競争入札と言いながら、くじ引き入札でよいと思われませんか、お答えください。

次に、旧市民球場跡地ににぎわいをについてお聞きします。

旧球場跡地については、新しい会議が結成され、白紙から議論し直すとのこと。今までの議論では、にぎわいの場所となるよう、どうすればよいか盛んに話し合われてきました。新しい会議では、このにぎわいについてはどうなるのでしょうか。

私自身は、この場所に新しく中央図書館を建設することを提案します。現在の中央図書館は、昭和49年の建設以来、37年が経過しています。老朽化も目立ち、浅野文庫が雨漏りでぬれてしまいました。また、多くの利用者がいるにもかかわらず、全く狭く、不便を強いている状態です。

岡山県立図書館は、来館者が1年に100万人あり、にぎわいを見せています。立地は岡山県庁の向かい側で、ほぼ旧市民球場跡地と同様の中心部にあります。現在の広島市立中央図書館は来館者が1年に50万人です。利用者のニーズにこたえるにも、中心部のにぎわいを高めるにも、図書館の移転建設は有効なのではないでしょうか。

お聞きします。

1、市民の代表や有識者による会議が結成されましたが、その議論は計画にどう反映されるのでしょうか。

2、都心の商業施設に隣接する土地であるから、にぎわいをもたらす施設が望ましいと思います。以前うたわれていた年間150万人の集客施設をつくるという目標はどうなったのでしょうか。

3、旧市民球場跡地に、にぎわいをもたらすためにも、年間100万人以上の集客が見込まれる市立中央図書館を建ててはいかがでしょうか。

4、中央公園には、青少年センターやこども文化科学館、市立中央図書館など、老朽化が進み、建てかえを検討しないといけない施設が並んでいます。これらの施設も一体となった公園の整備計画を立てるべきではないでしょうか。

5、また、市立中央図書館が旧市民球場跡地に移転した場合、その跡地には、多くの市民が望むクラシック音楽専用ホールを建設してはいかがでしょうか、お答えください。

4、次に、松井市長の政治姿勢をただすについてお聞きします。

松井市長は、本年6月議会の所信表明の中で重大な過ちを犯しています。それは、子ども条例制定に向けた取り組みについては、これを中止しますという部分です。子供の権利を保障するため、広島市は条例を制定することを決め、広島市基本計画に明記しました。その基本計画は平成21年10月16日の本会議において議決されました。その基本計画の68ページの「1 子どもの権利の尊重に向けた取組の推進」の中で、「子どもの権利を保障するため、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組を進めるとともに」と記載されています。この基本計画の制定についての議決は、民主主義のルールにのっとった議決で、まさに民主主義そのものです。ところがその決定事項を松井市長は所信表明において独断で中止すると宣言し、広島市基本計画の進むべき方向とは全く逆の方向へ広島市を進めようとしております。議会の議決事項を議会の手を全く経ずして葬り去ろうとは、市長の政治は専制政治であり、独裁政治であります。市長は専制君主として、また独裁者として広島市に君臨しようとしているのでしょうか。それを許すわけにはまいりません。

そこでお聞きします。

1、広島市基本計画は、市議会で特別委員会を設置し、十分な時間をかけて審議し、議決の上策定したものであるにもかかわらず、松井市長の独断で基本計画の方針に相反する政策が打ち出され、議会に諮ることなく実行されようとしています。これは議会制民主主義を否定する暴挙であり、まさに専制政治です。松井市長の進める政治とは専制政治なの

でしょうか、お答えください。

2, 本来の議会制民主主義に復帰するには、市長の所信表明を改めるしかないと考えます。改めるのでしょうか。改めないのであれば専制政治を続けることになってますが、そのとおり専制政治を続けるのでしょうか、お答えください。

3, 子ども条例の制定に向けた取り組みについては、永遠に中止されるのでしょうか。それとも一たん中止するということなのでしょうか。

4, 基本計画に明記されてある子供の活動や意見が尊重される環境づくりの取り組みも中止するのでしょうか。

5, 子供の活動や意見が尊重される環境づくりの取り組みを中止しないのであれば、その取り組みはどのように発展していくのでしょうか。

6, 基本計画に明記されてある子どもの権利条約の啓発活動も中止するのでしょうか。中止されないのであれば、どのように取り組まれるのでしょうか、お答えください。

次に、自動車保険についてお聞きします。

広島市は約 1,900 台の公用車を保有しています。そのうち任意の自動車保険に加入しているのは、わずか 500 台です。市長公用車、議長公用車、救急車、ごみ収集のパッカー車などです。それ以外の公用車は保険に加入していないため、一たび事故が起こりますと、事故調査、示談交渉などの事務は、ほとんどが事故を起こした局の事故を起こした課が責任を持って当たっています。公用車と相手方の損害額の確定など、どの職員もなれない業務に携わるわけですから、民間の損害保険会社のように円滑にはまいません。

先日、市長の専決処分で私が質問したように、事故から示談まで6カ月以上もかかる例が数多く見られます。これは相手方に迷惑がかかるだけでなく、事故処理に当たる職員にとっても本来の職務に従事できないなどの弊害が生じます。一刻も早く全部の公用車を任意の自動車保険に加入させるべきです。また一方で、広島市の車両は、有過失事故件数が平成 21 年度、38 件、平成 22 年度、31 件と、他都市に比較してやや高いと聞いています。

1, 広島市が所有する 1,900 台の公用車のうち、任意の自動車保険に加入しているのはわずか 500 台です。事故の調査や示談交渉にかかる職員の負担を考えると、全車両を加入させるべきと思いますが、どうされますか。

2, 広島市の公用車の有過失事故件数は、他都市に比較して高いと聞いておりますが、そもそも事故の数を減少させることが先決なのではないでしょうか。何か新しい取り組みを考えておられるのであればお答えください。

次に、事務事業の見直し検討状況についてお聞きします。

去る 11 月 21 日の閉会中の常任委員会に、事務事業の見直し検討状況についてという資料が提出され、経済局所管の競輪事業の廃止と市民局所管の「平和宣言を読む」の作成・配布の廃止について提案がされております。

競輪事業は、長らく広島市民の娯楽として定着しており、従来は巨額の利益を市の一般会計に繰り出していました。平成 20 年度にも 2000 万円ほど繰り出しており、今後も経営

状況が改善すれば繰り出しも可能と考えます。経営状況を好転させる努力を払うことなく、いきなり廃止とは、全く乱暴としか言いようがありません。

また、「平和宣言を読む」とは、平和宣言に込められた思いを理解し、平和とは何か、平和のために何をすべきかを考える際の参考にするためのパンフレットです。市長みずから執筆した平和宣言については、推敲が重ねられていると思いますが、むだと思われる文章はそぎ落とされています。そのため解説のためのパンフレットが必要となっているのです。

お聞きします。

1、競輪事業について、経営の健全化について議論を深めようとしたところに、いきなり廃止も視野に検討するとは、議論が飛躍し過ぎています。なぜ突然の提案になったのでしょうか。

2、突然廃止を議論しなければならないほど競輪の経営状況は逼迫しているのでしょうか。

3、広島市議会は、経営改善のため、JKAの交付金を下げてほしいという意見書を政府に提出しました。ほかにも経営改善策はあると思いますが、今後どうしていかれるのでしょうか。

4、「平和宣言を読む」の作成配布について、24年度からいきなり作成中止の提案ですが、広島市の平和政策の根幹とも言うべき市長の平和宣言について、解説する必要がなくなったそうでもあります。解説や用語の説明も必要のないような平板で深みのない平和宣言が、世界に発信するメッセージになり得るのでしょうか。市長には、平和宣言を深みのあるものとし、しっかりと解説のパンフレットを作成するよう再考を促したいと思いますが、いかがされますでしょうか、お答えください。

次に、発達障害者支援センターと児童相談所についてお聞きします。

発達障害の方々や虐待を受けた児童生徒に対する社会の理解は、若干進んだとはいえ、まだまだ十分な支援が受けられているとは言えない状況です。特に発達障害者支援センターと児童相談所については、業務が年々拡大するにもかかわらず、そのスペースは狭いまま、業務に当たるスタッフも不足しています。発達障害を持った皆さんは、専門的な知識を持ったスタッフから適切なトレーニングを受けて、就学または就労に頑張っておられます。もっと多くの発達障害の方々をセンターで受け入れることができれば、一人一人の才能をさらに開花させ、社会的な自立を実現することができると思います。

私たち市民連合は、ことしの11月30日に、宮城県柴田町にある障害者の事業所、はらから福祉会を訪問しました。そこでは、障害を持った方々が豆腐やパンなどの商品を製造して販売を実施しておられました。事業所の定員は260名ですが、1人当たりの月収7万円を目指し、事業を展開しておられました。どの方も自立を目指しているという点で、私たちが目標とすべき施設だと思います。

お聞きします。

1, 発達障害者支援センターにおいて障害者の就労支援を行っていますが, 就労した実績と定着の状況についてお答えください。

2, 障害者の就職先にはジョブコーチが派遣され, 支援を行っているのでしょうか。

3, 現在, 狭隘なスペースや少ない職員数が支援を十分でないものになっています。スペースを広げ, 職員を増加させることこそ支援の近道ではないでしょうか。

また, 児童相談所の一時保護所では, 教員資格を持った指導員が義務教育に応じた指導に当たっています。大変よいことだと思います。しかし, 一時保護所は狭隘なため, 定員の20名を超過する状況が見られています。最高で26名が入所しています。早目に施設などへ移ってもらっているそうですが, 最近8カ月の間に48日ほど定員超過している状況です。これは児童の居住空間として劣悪なだけでなく, 火災などの場合, 避難に困難をきわめるなど, 早急に改善すべき状況であると考えます。

そこで提案ですが, 児童相談所を別の場所に移転して, その空きスペースを発達障害者支援センターで利用してはいかがでしょうか。

お聞きします。

1, 児童相談所の一時保護所は, 定員20名にもかかわらず, 8カ月で48日が定員超過の状況にあります。一時保護所も含め, 児童相談所は早急に広いスペースへ移転すべきと考えますが, いかがでしょうか。その場合, どれだけの機能を加えることができるのでしょうか。

2, また, その児童相談所のスペースを発達障害者支援センターで使用してはどうでしょうか。その場合, どれだけの機能を加えることができますでしょうか, お答えください。

これで質問を終わります。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○木島丘 議長

市長。

[松井一實市長登壇]

◎松井一實 市長

松坂議員からの御質問にお答えします。

旧市民球場跡地の活用についての御質問がございました。

旧市民球場跡地を含む紙屋町・八丁堀地区は, 広島駅周辺地区とともに本市の活性化を図る上で重要な地区であり, より一層の魅力を高めていく必要があると考えております。

旧市民球場跡地については, これまで以上に都心のにぎわいの場となるように, また市民等から広く意見を聞き, 新たに活用方策を策定するということになっております。このために, 各界各層から意見を聞く旧広島市民球場跡地委員会, これを設置いたしまして, 実際には, 去る10月24日に第1回の委員会を開催しております。

この委員会におきましては, 若者を中心としたにぎわいのための場にしていくという方向性, そのもとに長期的な視点とまちづくりの視点, この大きな二つの視点に立っての議論が行われるということになっております。また, この委員会は, これまで市民から出されたアイデアとか委員から出されるさまざまなアイデア, こういったものにつきまして,

市民レベルで長期的な視点やまちづくりの視点を加えて、市内の大規模未利用地の機能負担とか実現可能性といったことも含めて議論していただきまして、いわば多角的な分析、評価をしていただく場になっていくものと考えております。

こうした委員会での議論は公開されるということになっておりますので、そういった公開を通じて、優劣を含め、さまざまなアイデアに対する評価といったものにつきまして、市民の中で共通の認識が生まれてくるということを期待しております。

このようなプロセスを経た上で、市として最終的な球場跡地の活用方法を決定するという、こういう方策にしていきたいと考えておりますので、こういう手続を経ますならば、最終的に決まった案が、なぜこの案になったのかというふうな問いに対しましても市民に十分理解いただけるというふうになろうかと考えております。

結果として、球場跡地の活用方法につきましては、今の予定ですと平成 24 年度末までに策定するというので考えていきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

○木島丘 議長 企画総務局長。

◎竹内功 企画総務局長 まず、子供施策に関する御質問のうち、所信表明に係る御質問にお答えいたします。

子ども条例の制定に関しては、議会や市民の間で評価が大きく分かれておりました。子供を守り、子供が健やかに成長することができる社会を実現することは極めて重要ですが、その実現に向けて、条例の制定が必ずしも不可欠ではないことから、議会へ提案するまでのものではないと市長が判断いたしました。このため、今後 4 年間の市政推進に当たっての基本的な考え方や主要な施策について、市長の所信の一端を述べた所信表明において、子ども条例の制定に向けた取り組みを中止するとしたものでございます。この判断は、市民からの信託を受けた市長が行ったものであり、まさに民意を反映したものと考えております。したがって、所信表明を改めることもないと考えております。

条例を議会に提案するということはいたしません。議員御指摘の子供の活動や意見が尊重される環境づくりや児童の権利に関する条約等の啓発に関する取り組みについては、未来を担う子供の幸福の増進を図るという観点に立ち、着実にその取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、自動車保険に関する御質問の中で、任意保険への加入についてというものでございます。

これは議員御指摘のとおり、保険に加入していない公用車で事故が発生した場合は、事故を起こした課等の職員が事故の相手方との示談交渉等を進めることとなります。この示談交渉等については、事案によっては職員の時間的あるいは精神的負担も大きな場合もあると認識しており、こうしたことも考慮しながら、任意保険への加入について引き続き検討していきたいと考えております。

最後に、交通事故を減らすために何か新しい取り組みを考えているのかということでご

ございますけども、本市では、公用車による事故防止のため、毎年度、安全運転管理者や公用車を運転する職員を対象とした安全運転講習会、それと新たに運転者台帳に登録した職員等を対象とした運転適性検査、事故を起こした職員を対象とした運転者適性診断等を実施するとともに、各局に対し、交通事故防止の徹底のための通知を行っております。

平成 22 年度の本市の公用車による事故件数は 42 件で、その 73.8%に当たる 31 件が有過失の事故となっております。

公用車による交通事故数を減少させることは重要と考えており、このため、これまでの取り組みに加えて、事故原因に着目した研修の実施など、効果的な取り組みについて、他都市の事例も参考にしながら検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木島丘 議長

財政局長。

◎岡村清治 財政局長

財政問題につきまして、3 点の御質問にお答えいたします。

まず、来年度の財政方針についてです。

本市の財政は、歳入面では、固定資産税の評価がえ等に伴い、新年度の市税収入は減少する見込みであり、一般財源収入は引き続き厳しい状況でございます。

一方、歳出面では、高齢化の進展などに伴う生活保護や介護保険サービス等の増加により、さらなる社会保障費の増加が見込まれています。加えて、一般会計の市債残高は、国が地方交付税の不足を補うために市に発行させる臨時財政対策債の発行が増加していることから、本年度末で 1 兆円を超える見込みであり、新たな借り入れは引き続き抑制せざるを得ない状況にあります。

こうした厳しい財政状況を踏まえ、来年度の予算編成に当たっては、選択と集中の考え方のもと、施策の優先順位をつけ、順位の高いものから確実に実現していかなければならないと考えています。また、すべての事務事業、あらゆる経費について、聖域を設けることなく、ゼロベースに立ち返って徹底した見直しを行い、重点的、効率的な予算編成に取り組んでまいります。

次に、建設工事及び建設コンサルタント業務において、最低制限価格制度を適用することに伴う事業費の増加額についてですが、平成 22 年度に発注した契約ベースで推計すると、建設工事は約 10 億円の増加、建設コンサルタント業務は約 2 億円の増加となります。また、年間を通じて行う委託業務については、このたび、平成 24 年度の入札から、一部の業務で最低制限価格制度を導入する方針ですが、その影響額を平成 24 年度の入札見込み分について推計すると、約 4 億円の増加となります。これらを合わせると約 16 億円の増加となります。

来年度予算への影響についてですが、こうした制度改正の影響も考慮した上で、限られた財源を効率的に配分していきたいと考えております。

最後に、くじ引き入札についてです。

地方自治法施行令第167条の9では、「普通地方公共団体の長は、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない」と規定されております。したがって、入札価格が最低制限価格と同額となった場合にくじ引きを実施することについては、地方自治法施行令で決められた適正な手続であり、公平な方法であると認識しております。

本市においては、最低制限価格と同額で入札をした場合は、入札資格確認時に工事費の数量や単価等の明細を記載した工事費内訳明細書の提出を求め、適正に積算しているかどうかを確認しておりますので、くじ引きによる落札の増加が不適切な積算を助長するような事態に至っているとは認識いたしておりません。

以上でございます。

○木島丘 議長

市民局長。

◎佐伯克彦 市民局長

数点の御質問に順次お答えいたします。

まず、元外務事務次官の発言についてでございます。

ウィキリークスが米国の外交公電として公開をいたしました内容につきましては、報道がなされた際に、本市から当事者である外務省に確認をしたところ、不正な方法により公開された文書についてはコメントも確認もしない旨の回答がありました。したがって、本市として事実関係を確認できない状況にあり、殊さらに言及する思いはございませんでした。

本市としては、核兵器を廃絶するためには、将来に向け、国や自治体、NGOなど、さまざまな立場の者が連携をし、多様な取り組みを行っていくことが重要であり、外務省においても被爆者や広島市の思いを受けとめ、核兵器廃絶に真摯に取り組んでくれることが大切であろうと考えております。

次は、核保有国元首への広島訪問への申し入れについてでございます。

本市は、核超大国である米国を初め、核保有国の元首、さらには各国の指導者に広島、長崎訪問を働きかけていただくよう、国要望や外務大臣への要望を行ってきております。引き続き、さまざまな機会をとらえて申し入れをしていきたいと考えております。

次は、北東アジアの核兵器廃絶の関係でございます。

北東アジアの非核兵器地帯化の実現には、北朝鮮の核政策を議論する場である6カ国協議の成功が重要であると認識しており、今後とも日本政府に対して、アジア地域の非核兵器地帯化に向け、主導的な役割を果たしていただくよう要望していきたいと考えております。

次は、首相などへの要請についてです。

先ほど御答弁申し上げましたように、核保有国の元首の広島訪問等につきましては、これまでも国に対して要望しておりますが、今後、市長が首相、外務大臣にお会いする機会がありましたら、きちんと直接要請したいと考えております。

次は、子どもの権利条約の啓発についてでございます。

今後も子供の活動や意見が尊重される環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、発達障害者支援センターについて、就労支援の実績と定着の状況、就職先におけるジョブコーチのような支援、現在の狭隘なスペースや少ない職員数など、三つの御質問にお答えいたします。

発達障害者支援センターにおいては、就職活動の方向性についての助言、指導や履歴書の書き方、面接の受け方の練習、ハローワークへの同行訪問など、発達障害者の就労支援を行っています。また、就労後も面談による就労状況等の聞き取りや、仕事を継続していく上での必要な助言、指導などのフォローアップを行っています。

就労した実績と定着について、最近の状況を申し上げますと、平成22年度においては就労支援を行った10名のうち2名の方、平成23年度においては9月末現在で就労支援を行った12名のうち8名の方、合わせて10名の方が新たに就職され、このうち7名の方は現在も継続して就労されています。

次に、ジョブコーチについてです。

発達障害者支援センターにおいては、就労後の支援として、本人との面談による就労状況等の聞き取りやハローワーク等関係機関との情報交換を行っています。また、事業所に出向いて、本人に対し職場のルールやマナーに関する助言などを行うとともに、事業主に対し、障害を適切に理解し、配慮するための助言、仕事の指導方法に関する提案などを行っています。また、ジョブコーチによる支援が必要と思われる発達障害者については、広島障害者職業センターに所属するジョブコーチを活用し、本人や事業主に対し支援を行っています。

三つ目に、スペースや職員数などについてです。

発達障害者支援センターは、平成17年10月の開設以来、4名の専任職員により、外来療育教室など、発達障害の早期発見、早期療育を行う部署への連絡調整や家庭生活などの相談、就労に関する支援、保護者や支援者等を対象とした研修などを実施しています。近年、利用者数及び延べ支援件数ともに増加傾向にあることから、よりきめ細かな支援をしていくための方策について、今後検討していきたいと考えております。

次に、児童相談所について、一時保護所の状況、児童相談所と発達障害者支援センターの機能など、二つの御質問にお答えいたします。

児童相談所では、児童虐待の相談、通告があった場合、子供の安全確認を行い、子供を家庭から引き離す必要があると判断したときには一時保護を行っています。現在、一時保護所においては、児童虐待相談、通告件数の増加に伴い、一時保護を必要とする子供が増加しているため、定員を超えて受け入れを行わざるを得ない状況となっています。児童相談所においては、こうした一時保護の増加等に対応するため、平成17年4月に一時保護所の学習室を居室化することにより、定員を15名から20名にふやすとともに、平成22年3月には、更衣室と面接室を居室化して対応してきましたが、現在の施設においては、これ以上の居室の確保は困難な状況と考えています。

こうしたことから、一時保護所を含めた児童相談所の施設機能の充実は課題であると認識しており、現在、必要な施設機能などについて、他都市調査を行うなど検討しております。

発達障害者支援センターの必要な施設機能についても、現在、児童相談所の施設機能と同様に検討を行っております。

以上でございます。

○木島丘 議長

経済局長。

◎棚多展義 経済局長

事務事業の見直しのうち競輪事業についてお答えいたします。

まず、なぜ突然の提案になったのか、また、競輪の経営状況についてでございます。

競輪事業の車券売り上げについては、長引く景気の低迷、レジャーの多様化や来場者の高齢化等を背景に減少し続け、平成 22 年度の全国ベースの売上額はピーク時の 3 分の 1 以下となっており、本市を含め、全国の競輪場の経営は大変厳しい状況に置かれております。このため、一昨年度の神奈川県・花月園競輪、昨年度の滋賀県・大津びわこ競輪に続き、この 11 月には香川県・観音寺競輪が本年度末をもって廃止する旨が発表されるなど、毎年のように競輪場が廃止されております。

また、本市では、一般会計への繰り出しについて、平成 10 年度以降は平成 20 年度の 2000 万円を除き見送ってきており、平成 22 年度決算は単年度赤字となっております。さらに、今後、老朽化している施設や機器の改修、更新を行うとなると、競輪事業の経営状況は一段と厳しくなることが見込まれます。こうした中、競輪事業について、ゼロベースからの見直しを行うこととしたものでございます。

次に、JKA への交付金の引き下げなどの経営改善策についてでございます。

議員御質問の JKA 交付金は、自転車競技法等に基づき、本市を含むすべての競輪施行者が財団法人 JKA に対して納付するもので、その納付率は車券売り上げの実質 2% となっており、各施行者の事業運営に当たっての大きな負担となっております。来年春の自転車競技法の改正に向け、現在、施行者の代表団体である社団法人全国競輪施行者協議会が強力に国に対して納付率の引き下げが行われるよう要請活動を展開しております。

また、その他経営改善策についてですが、今後、競輪事業のあり方についての見直しを行う中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木島丘 議長

都市活性化局長。

◎片平靖 都市活性化局長

旧市民球場跡地の活用についての御質問にお答えいたします。

まず、年間 150 万人の集客目標についてでございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、旧市民球場跡地の活用については、これから旧広島市民球場跡地委員会において、さまざまなアイデアについて長期的な視点やまち

づくりの視点などから議論し、多角的に分析、評価されることになっております。したがって、委員会の場で集客人数の目標について議論されることはないと考えております。

次に、中央図書館の移転建設やクラシック専用ホールの建設の御提案、及び中央公園内の既存施設を含めた公園全体の整備計画についての御質問がございました。

議員御提案の趣旨につきましては、委員会に説明したいと考えております。この委員会においては、さまざまなアイデアについて議論されるとともに、既存施設を含めた中央公園全体についても議論されることになっております。先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、今後、委員会で幅広く議論されることにより、市民の共通認識が生まれてくるものと期待しており、現在、その議論が開始されたところでございます。

最終的には、委員会での議論を踏まえ、球場跡地の活用に加え、既存施設を含めた中央公園全体の方針についても整理することになると考えております。

以上でございます。

○木島丘 議長

教育長。

◎尾形完治 教育長

広島市基本計画と所信表明についての御質問についてお答えいたします。

子どもの権利条約の啓発活動についてでございます。

学校教育においては、各教科や道徳、特別活動など教育活動全体を通じて、児童生徒の基本的な人権の尊重の精神を培うよう、さまざまな取り組みを行っております。

その取り組みの一つとして、各学校では、児童の権利に関する条約について、文部科学省の通知に示された指導上の留意事項を踏まえ、教科書や啓発パンフレットなどを活用し、発達段階に応じて児童生徒に子供の権利を正しく理解させるよう指導に努めております。今後ともこうした取り組みを行ってまいります。

○木島丘 議長

松坂知恒議員。

◆35番（松坂知恒議員） 御答弁ありがとうございます。答弁の中では検討したいという答弁がたくさんありまして、それぞれ大きな問題で、検討しないといけないという受けとめだというふうに理解しておりますので、それは引き続きしっかり検討していただきたいと思います。

それ以外の御答弁の中で一つよくわからない御答弁なのは、松井市長にお伺いしたいんですけど、ことしの6月議会で所信表明をつくられたときに、条例制定の取り組みは中止するということが記載されたら、それで議会に表明されたわけですが、この時点で市長は、私が述べました広島市基本計画の中にある「子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた取組を進める」という文言について、既にもう御承知だったのか。しかもその基本計画は議会の議決を経ておりますので、変更、廃止などの場合は議会の議決がまた要するという条例があります。議会の議決すべき事件に関する条例というのがあります。それをすべて御存じの上で、あえて所信表明の中に記載されたのか。それとも見てないと、基本計画を見てないと、知らなかったと、私は選挙の公約で子ども条例は中止すると言ったので、

それを素直に載せたんだという、いわゆるうっかりミスだったと。どっちだったんですか。

○木島丘 議長 企画総務局長。

◎竹内功 企画総務局長 基本計画との関係を今言われているわけですが、基本計画というのは、そもそも施策の大綱を総合的、体系的に定めたものでございまして、そうした中で、一般的にその施策をどのような形で具体化していくかということにつきましては、それは市長の裁量にゆだねられているというふうに考えておりまして、したがって、このたび、市長がもろもろの状況を勘案して子ども条例を提案しないとしたことについては、何ら問題ないというふうに考えております。

○木島丘 議長 松坂議員。

◆35番（松坂知恒議員） 問題があるから指摘しているのですので、手続上、議会の議決を経て決めた基本計画、そこには条例をつくるという取り組みを進めるんだ、制定に向けた取り組みを進めるんだと書いてあるんですね。市長は所信表明で、それは中止するんだと書かれたんですね。まるっきり反対のことが書いてあって、それは基本計画に書いてあることはやめますとやっているようなもんですね。だったら基本計画は改正されないといけないんじゃないですか。議会に諮らないといけないんじゃないですか。だからそこを議会に諮らない、経ていない、無視しているということで、議会制民主主義じゃなくて専制政治ですという指摘をさせていただいたわけです。そこは御理解いただきたいと思うわけですが、市長の政策は政策として、それは尊重してもいいけれども、手続は手続としてきちんとあるわけだから、それは踏んでもらわないと、何のために我々が議会で議論して決めたんだという、お互いの不信といいますか、それは手続を踏まずに市長は何でもやってもいいということになってしまいますね。基本計画に書いてあることは全部裏返しにして、私はこういうふうに裏返しにしてから市政を進めたいと言っても、それは何も議論も手続も踏まずにしてもいいということになるのは、これは大いにおかしいと思います。おかしくないと言ったのは、企画総務局長を中心におかしいんだというふうにおっしゃっているんですけど、おかしくないんだったら、それこそ議会制民主主義を無視した行動、政治というふうに言わざるを得ないんですが、説明を求めたいと思います、その説明を。議会制民主主義とこの市長の政策提起、その間の説明を。議会制民主主義、民主主義というのは説明です。言葉を尽くして説明して、わかってもらいたいと。だったら、私が提案したいのはですね、所信表明の中でもっと言葉を尽くして述べるべきではなかったのかと。一言だけ、中止するというだけではわかりませんよ。そこを指摘しているんですよ。だからそれは言葉を尽くして市長が説明して、それはわかる人がいるかもしれないけど、わからないままの人もいるかもしれないけど、それこそが民主主義ではないか、そういう場が議会ではないかと思うんですけども、市長、御説明いかがでしょうか、していただけますか。

○木島丘 議長 企画総務局長。

◎竹内功 企画総務局長 繰り返しになるかと思いますが、基本計画とはそも

そも施策の大綱というもので、大まかな施策の方向性とか、そういったものを定めているというふうなものでございまして、その施策を推進していく上で、じゃあ施策をどういう形でやっていくかというものは、その点については市長が個々の情勢の中で判断しながら進めていくというふうに考えておりますので、先ほどの答弁の趣旨は、そういう趣旨でございます。

休 憩 宣 告
